

平成15年(行コ)第34号 法人文書不開示処分取消請求控訴事件

控訴人 核燃料サイクル開発機構

被控訴人 兼松 秀代

第 1 準 備 書 面

平成15年10月28日

名古屋高等裁判所民事第3部 御中

控訴人訴訟代理人

大道寺 徹也



小澤 雄市



光飛田 透子



控訴人指定代理人

山崎 栄一郎



近藤 健一



平野 朝子



富士田 義博



坂巻剛光
 鈴木侃介
 弘田安人
 佐藤隆博
 大森和之
 坂東薰
 杣山奈津子

控訴人は、被控訴人提出の平成15年10月17日付け控訴答弁書に対し、下記のとおり反論する。なお、略語等は、新たに用いるもののほかは従前の例による。

第1 不開示部分と開示部分との識別について

- 1 控訴人は、行政処分は他の行政処分と識別可能な程度に特定されていることを要し、かつ、それで足り（控訴理由書第2の1(2)（4ページ）），原判決のいうように「内容が一義的に明確」という概念を用いて厳格に判断する必要まではないと主張（控訴理由書第2の1(3)（4ページないし5ページ））したが、被控訴人は、これに対し、上記「他の行政処分と識別可能な程度に特定されているか否か」が、当該不開示処分を「他の不開示処分」と比較して、不開示情報の異同を識別できる程度に特定されているかどうかという意味ならば、異論を差し挟むものではないとした上で、本件各通知書の記載は、本件不開示処分相互でみても、他の不開示処分と比べて不開示情報の異同を識別できる程度に特定されているとはいえないから無効であるとする。
- 2 被控訴人の上記主張は、「他の行政処分との識別可能性」の意義について誤解しているようなので、以下、この点について補充して説明しておく。

控訴人において、そもそも行政処分の特定の程度は、他の行政処分と識別可能であることを要し、かつ、それで足りると主張する理由は、行政処分が直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものであることから、その内容を明らかにするためである。したがって、ここにいう「他の行政処分との識別可能性」とは、ある行政処分がされた場合に、その処分内容が他の行政処分との混同を来さないことという意味であって、他の行政処分における処分内容との比較において異同が識別可能である（本件でいえば、他の不開示決定における不開示情報との比較においてその異同を識別し得る）という意味ではない。

したがって、控訴人の主張に対する被控訴人の反論は、その前提において誤りがあり、失当である。

第2 定性的の意味について

被控訴人は、定性的に不開示部分を特定することが許されるという控訴人の主張に対して、「定的な概念」とは奇妙な日本語であるなどと主張する。

控訴人は、「定的な概念」という表現を用いていないが、この点をおくとしても、「定的」とは、比喩的に、「質的・属性的」という意味で用いられる概念であって、「定量的」に対する概念である（岩波国語辞典第4版デスク版757ページ参照）。本件でも、そのような比喩的な意味（すなわち情報の性質、属性といった意味）で用いているものである。このように定的なという表現が通常用いられていることは、法や行政機関情報公開法が不開示情報をいかに規定するかについて、「不開示情報を規定する際の要素として、…開示することによる支障を個別具体的に判断するための定的な要素（「行政事務に著しい支障が生ずるおそれ」等）、及び時間的要素（作成後三〇年を経過した行政文書」等）がある」（宇賀克也著・新情報公開法の逐条解説47ページ参照）と論じられていることからも明らかである。

なお、不開示情報を示す方法として定性的要素を利用することが認められていることは、控訴理由書第2の2(1)において主張したとおりである。

したがって、被控訴人の上記主張も、控訴人の主張を正解しないものである。

第3 禁反言の原則違反との主張について

- 1 被控訴人は、控訴人が本件不開示決定の内容それ自体の違法性について早い審理を求めるのであれば、原判決を受け入れ、原判決に従って不開示部分を特定した新たな処分をすべきであり、それをしない控訴人の態度は禁反言の原則にも反するなどと主張する。
- 2 しかし、控訴人は、訴訟上付与されている控訴の権利行使しているだけであり、被控訴人の主張はそれ自体失当というほかない。

なお、被控訴人は、控訴人が本件不開示決定の実質的違法性に係る論証を放棄したとみなすべきであるなどとも主張するが、原審の経緯に照らしても、このような主張が失当であることは明らかである。

第4 被控訴人のその他の主張について

被控訴人は、上記各主張のほか、控訴人が原審準備書面(1)や控訴理由書において、本件各通知書の「地区」「地域」など行政処分として不特定であるとされた概念について説明したことに対して、不特定とされた概念を特定することが可能かつ容易であるにもかかわらず、控訴人があえて不開示部分を特定してこなかったことを自認する結果となっていると主張する。しかし、開示部分や不開示部分の記載は、控訴理由書第2の2(1)において主張したとおり、抽象化、統合化のプロセスを繰り返して同種類似の事項をまとめられて記載されることもあり得るのであって、抽象化、統合化される前の事項を列挙したことをもつて、不開示部分を特定してこなかったことを自認するものではないことは控訴理由書により明らかである。

第5 以上のとおり、被控訴人の主張は、いずれも失当である。

控訴理由書において主張したとおり、原判決には本件不開示部分の特定に関する判断に誤りがあるから、速やかに取り消し、原審へ差し戻すのが相当である。